苫小牧市放送電波受信障害防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物等の建築又は築造によって生ずる放送電波の受信障害による紛争を未然に防止するため、必要な措置を講ずることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)による。
 - (1) 放送電波 テレビジョン放送電波をいう。
 - (2) 中高層建築物等 高さ(令第2条第1項第6号における建築物の高さをいう。)が10メートルを超える建築物又は工作物(法第88条に規定するものに限る。)をいう。
- (3) 申請書等 法第6条第1項に規定する確認申請書又は法第18条第2項に規定する 計画通知書をいう。
- (4) 建築主等 建築主又は築造主

(受信障害の調査)

第3条 建築主等は、受信障害を生ずるおそれのある中高層建築物等を建築又は築造しようとする場合は、申請書等を提出する前に、あらかじめ受信障害について調査するものとし、調査内容について関係住民に説明するものとする。

(受信障害の改善)

第4条 建築主等は、前条による調査の結果、受信障害を生ずるおそれがあると判断される場合は、 その改善についてあらかじめ関係住民と協議し、改善するものとする。

(誓約書の提出)

第5条 建築主等は、中高層建築物等の申請書等を提出する際に、別記様式による誓約書を添えて 提出するものとする。

附則

この要綱は、昭和52年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。